



機関紙

かわら版

No.66
2024.2



豊頃町・ジュエリーアイス

目次

1	福祉ニュース解説	2～4
2	新人社会福祉士の紹介	5
3	ベテラン社会福祉士の視点	6～7
4	地区支部からのお知らせ	8～9
5	Breaktime ～三択クイズ～	10
	数字で見る北海道社会福祉士会	10

— 会員の動向（1月31日現在） —

- 総会員数 1,865名
- 入会率 14.50%
- 新入会員数（転入含） 113名（累計）
- 退会員数（転出含） 14名（累計）

発行人 出町 勇人
 発行所 事務局
 編集 企画総務委員会
 （委員長 綱淵 美穂）

— 会員の皆様へ —

LINE公式アカウント、
公式Facebook未登録の方は
ぜひご登録ください。



LINE公式アカウント



公式Facebook（フェイスブック）
[\(https://www.facebook.com/hokkaidocsw/\)](https://www.facebook.com/hokkaidocsw/)



〒060-0002
 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階
 TEL.011-213-1313 FAX 011-213-1314
 メールアドレス info@hokkaido-csw.or.jp



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、
より多くの人に見やすく読みまちがえにくい
デザインの文字を採用しています。

【福祉ニュース解説】

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法）」

理事 綱淵 美穂

1 はじめに

日本の認知症高齢者数は2025（令和7）年には約700万人（高齢者の約5人に1人）、2040（令和22）年には約800～950万人（高齢者の約4～5人に1人）が認知症になると推計されています。

2023年6月14日、認知症の人が希望を持って暮らせるように国や自治体の取り組みを定めた認知症基本法が衆議院本会議にて全会一致で可決・成立し、2024年1月1日に施行されました。実は、認知症基本法案は2019年にも衆議院に提出されています。当時は、その目的として「国民の責務として認知症の予防」が掲げられていました。2021年の衆議院解散により廃案となりますが、その後、認知症の当事者団体の意見を取り入れ、予防から共生へと内容が変化しています。

2 目的

その目的には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進すること。また、共生社会の実現の推進という目的に向けて、基本理念等に基づき認知症施策を国や地方が一体となって講じていくことです。

3 基本理念

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、全ての認

知症の人が自らの意思によって日常生活や社会生活を営むことができるようにすることや、国民の認知症に対する正しい知識や理解を深めること等の7つが基本理念として定められています。

- ①認知症の人が自らの意思によって生活できる
- ②国民が認知症に関する正しい知識を持つ
- ③認知症の人の障壁になるものを除去する
- ④適切な保健医療サービスを提供する
- ⑤認知症の人および家族に適切な支援を行う
- ⑥認知症の研究を推進する
- ⑦認知症に対する総合的な取り組みを行う

4 国・地方公共団体等の責務

国には、認知症施策の基本計画の策定を義務付けました。「認知症施策推進本部」を設置し、認知症の人や家族などで構成する関係者会議を設けて意見を聞いたうえで、施策を推進するための基本計画を策定することも義務付けています。認知症基本法の施行に先立ち、2023年9月に「認知症と向き合う幸齢社会実現会議」を立ち上げ、関係者からの意見を集約しており、基本計画に反映する見通しとなっています。

尚、都道府県や市町村には認知症の人や家族などから意見を聞いた上で、地域の実情に応じた計画の策定を努力義務としています。

また、公共交通機関や金融機関、小売業者など身近なサービス事業者にも事業に支障のない範囲で認知症の人に必要な配慮をするよう求めています。国民には認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深めるように求めています。

5 認知症の日及び認知症月間

1994年に「国際アルツハイマー病協会」が、世界保健機関（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と定め、様々な取り組みを行っていました。

日本各地でもこれまで、ランドマークや庁舎等がオレンジ色にライトアップされたり、各イベント等が開催されたりして、認知症への理解を呼びかけていましたが、広く認知症についての関心と理解を深めるために、認知症の日（9月21日）、認知症月間（9月1日から9月30日）が設けられました。

6 基本的施策

基本的施策として8つあります。（4ページ参照）

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

⑥相談体制の整備等

⑦研究等の推進等

⑧認知症の予防等

7 さいごに

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっていますが、「認知症になると何もできなくなる」「何もわからなくなる」等といった誤解や偏見はまだ多くあり、認知症の人が認知症であることを安心してオープンに言える社会や地域づくりが重要にもなってきます。

この認知症基本法は、認知症に関する施策の基本となる法律として、今後の認知症対策の大きな柱となるものです。認知症基本法の施行により、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現に向けた取り組みがさらに加速することが期待されています。

我々ソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、地域共生社会の実現に向けて、その機能を発揮することも期待されていますし、今後、基本計画の策定などの動きがありますので、動向を確認されると良いかもしれません。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成26年 (2012)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の 将来推計 人数/(率)	15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

(厚生労働省「認知症年齢別有病率の推移等について」より抜粋)

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
- ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
- ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
- ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
- ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
- ⑥【相談体制の整備等】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
- ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
- ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

【新人社会福祉士の紹介】①

氏名：宮田 咲 (27歳)
所属：オホーツク地区支部
合同会社ウイングキャッツ
就労継続支援B型事業所 TRY CATS



長年障害福祉の分野で働く父の姿を見ながら、自分も自然と福祉の仕事に興味を持つようになりました。福祉といっても幅広く、子どもから高齢、障害、地域福祉など、生きている限りどんな人にも関係しているものであるところに魅力を感じています。

現在は障害者の就労支援において支援員として携わらせてもらっていますが、社会福祉士国家試験には2回落ちました。そして3回目の挑戦だった去年、やっと合格することができました。働きながらの勉強は大変な部分もありましたが、働いているからこそ学生の時より知識を深めながら学ぶことができたと思っています。通所者の方々も応援してくれて、粘土で合格祝いの人形を作って見せてくれたこともありました。私の働いている職場は、職員も通所者もあたたかい雰囲気です。皆リラックスしながら過ごしているところがとても良いなと思っています。

近年、障害者施設などでの痛々しい事件などもありますが、仕事業務だけではない、一見意味のないように見えるゆるいコミュニケーションも大切だと感じます。現在事業を拡大中で、これまでのようにいかないことも出てくると思いますが、事業所の良いところを残しながら、通う人の長所をもっと伸ばしていく支援ができるよう頑張っていきたいと思っています。

【新人社会福祉士の紹介】②

氏名：土橋美和子
(50代後半)
所属：日胆地区支部



私は10年程前、今でいうリスキングで福祉の世界に入りました。若い頃はバブル真っ只中で福祉の仕事なんて考えた事もなく青春を謳歌し、自分さえ良ければと思っていた価値観が東日本大震災を経験し、人間一人では生きてはいけない、支え合うことの大切さを考えないとならないと思い始めた2014年12月。神奈川県からの移住をきっかけに実務者研修を取得し介護職員として働き始めました。

そして東北福祉大学通信教育課程の3年に入学、2019年に卒業、その年の国試は卒業試験と重なり十分な受験対策が取れず、翌年2020年に介護福祉士と社会福祉士のダブル受験で無事両方合格しました。

その後せっかく取った社会福祉士の資格を活かすことが出来ずにいましたが、昨年5月に縁あって苫小牧地域生活支援センターで障がい者の方の相談支援員となりました。支援を行なう上で色々な職業を経験した事、介護職員としての経験が役立っていると感じる事があり、同年代のセンターの利用者さんから若い相談員より話しやすいよ、と言ってもらえたりして、ああ今までの経験や努力は無駄になってないと思いつつ、利用者さん、同僚の皆さんに色々と教わる日々を送っています。

【ベテラン社会福祉士の視点】①

「連携・つながりの大切さ」

氏名：谷口 健一（50歳）

所属：道南地区支部

八雲町役場保健福祉課

（八雲町地域包括支援

センター）



支部の方から推薦をいただき原稿を書いておりますが、確かにベテランと言われる年齢にはなっていますが、私よりすばらしい活動、支援を行っている方々が沢山いるなかで、私で良いのかと思いながら書かせていただいています。

テーマに「連携・つながりの大切さ」と書きました。どんな仕事でも連携は大切ですし、今では多職種連携が当たり前に行われているなかで、何を今さらと思われる方も多いと思います。私が専門学校を卒業し、介護福祉士として働き始めた頃は、連携という言葉はありましたが、ここまで重要視されることはなく、私自身も意識することなく働いていました。

社会福祉士の資格は、ホームヘルパーとして道東にある町の社協で勤務しているときに通信教育を受け取得しました。資格を取ったときには、まさか社会福祉士として働くことになるとは思っておらず、介護保険制度が始まった頃でもあり、介護支援専門員の資格と共に、単に自分自身のスキルアップとして資格と取っただけというのが正直なところでした。

社協職員であったこともあり、資格取得後すぐに社会福祉士会に入会させていただ

き、特に釧根支部の方々と交流出来たことで、仕事の幅も広がり、様々な方と連携して支援することが大切であることを学ぶことが出来ました。もちろん飲み会などへも何度も参加させてもらったことがとても楽しい機会となりました。

その後、介護保険の大きな改正の中で、地域包括支援センターが出来、縁あって地域包括支援センター設置と同時に社会福祉士として働くことになり、現在は主任介護支援専門員として勤務しております。地域包括支援センターには日々沢山の高齢者に関する相談が来ますが、地域包括支援センターは直接、介護が出来るわけでも、医療処置が出来るわけでも、何が出来るということもありません。医療機関や介護サービス事業所の方にお問い合わせしか出来ないのが正直なところですが、しかしここで大切になるのも、「連携・つながり」です。私から電話が来ると「大変なケースばかりだから電話を受けたくない」と冗談とも本音とも言えないことを言って来る相談員の方たちが、嫌な顔をせず対応してくれるのも、普段のつながりがあるからこそと思っています。大変感謝しております。

ここ数年、支部活動等への参加がなかなか出来ず申し訳なく思っています。新たなつながりを作ることが、自分自身の支援の幅を広げることとなりますので、今後は会への活動や参加を通じて新たなつながりを作っていければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【ベテラン社会福祉士の視点】②

「成年後見活動から思うこと」

氏名：西村 光司（74歳）

所属：釧根地区支部



定年退職後に故郷にUターンし、独立型社会福祉士として成年後見活動に従事しました。10余年間で累計40件、受任しました。健康に自信を持てなくなった時、志を同じくする仲間を受け持ち業務の全てを引き継いでもらうことができました。3年前のことです。その後間もなく体調を崩したのですが、被後見人様はじめ関係者の皆様に迷惑をおかけすることなく済みましたので、安心したものです。

機会を頂きましたので、成年後見活動を通して私が感じたことをここに記します。成年後見活動に関心を持つ皆様の参考にしていただければ幸いです。

自分一人では決して十分な後見活動はできないことを心がけていただきたいと思います。私は生活保護現業員を長く勤めてきました。従って生活保護・高齢者等にはある程度精通しているのですが、他の福祉分野に従事したことはありません。そして実際の後見活動ではたびたび初見の福祉課題に直面し、困惑しました。その時に大いに頼ったのは釧根地区支部の仲間です。仲間からの貴重な情報提供や助言があったからこそ活動を進めることができました。皆さんには身近に相談し合える仲間を作りなが

ら成年後見活動を続けてほしいと思います。「三人寄れば文殊の知恵」というではありませんか。

ある時、2件続けて「拒否事件」に遭遇しました。「他人のお前に大事な通帳を預けるわけがない」と成年後見の完全拒否です。「どんな意思決定支援だったんだ」と立腹しましたが、開始の審判を覆してもご本人の生活困窮が解決するわけでもありません。家裁に事情報告するとともに時間をかけて信頼関係を作ることに専念しました。難しい案件だけにそれまではしなかった（できなかった？）相当の注意をしながら対応しました。時間はかかりましたが、私にとってもありがたい成果が生まれました。ふだんなら見落としていたご本人の心理に触れることができたので、予想以上の信頼関係を構築することができたからです。「これでいいということはない、やらなければならないことはいくらでもある」と思い知らされました。

私が成年後見活動を始めた時に、偶然にも地域で市民後見人の活動が始まりました。NPO法人として現在も活発に活動しています。（「後見ネットワーク阿寒」会員23人、うち受任活動者7人 被後見人等4人）私も当初からこの活動に参加し、専門職として実践や運営の助言をおこなっています。自分ができることを地域の福祉に役立てたいという市民の気持ちうれしいのです。これからも社会福祉士として地域福祉活動の一翼を担っていこうと思います。

【地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

道央地区支部からのお知らせ（詳細は地区支部のホームページにて）

1. 権利擁護セミナー in美唄

日時：2月23日(金)祝10時～12時

基調報告：「成年後見制度における意思決定支援を考える」

報告者：道央地区支部長 菅 しおり 氏

実践報告：「成年後見制度中核機関の機能と役割」

報告者：美唄市社会福祉協議会支援専門員

安藤 舞結 氏

2. 地域包括職員スキルアップ研修

日時：2月24日(土)13時～14時50分

15時～16時「会員カフェ～情報交換会」

事例発表：個別地域ケア会議が高齢者と社会資源との懸け橋となった事例

グループワーク：

テーマ「地域課題から社会資源へ繋ぐ」

3. 障がい分野で働く会員のつどい

日時：2月29日(木)18時45分～20時30分

懇談テーマ：障がい分野の現状の共有とネットワークづくり

4. 会員サロン

日時：3月2日(土)10時～12時

テーマ：「子ども支援—スクールソーシャルワーカー等の支援を通じて—」

講師：札幌大谷大学短期大学部准教授

今西 良輔 氏

【道北地区支部】

道北地区支部では11月に秋季セミナー「子供の今を知る」と題し、名寄市立大学准教授鈴木勲氏とスクールソーシャルワーカー近藤順子氏に講演頂き参加者は22名。12月には上川中部ブロック研修「周りの理解と支えによって」と題し、パラスライマー宮崎哲氏に講演を頂き参加者は5名。また、オンラインぱあとなあ学習会も定期的に行っています。今後の予定として3月に権利擁護セミナーを旭川にて開催予定です。

【道南地区支部】

道南地区支部では、去る令和6年1月13日、2023年社会福祉セミナーを開催いたしました。

本セミナーは「人とペットの共生社会を目指して」をテーマに、獣医師でソーシャルワーカーとして活動している(株)アニマルアシステッド代表の今木康彦様をお招きし、講義いただきました。

福祉関係者や動物愛護関係等の方々が参加され、真剣に講義を聞き取り、講義への質問も多くいただき、とても有意義なセミナーとなりました。

今後の活動について、令和6年3月2日にSW三団体合同研修会を行う予定です。

【日胆地区支部】

昨年12月より苫小牧市重層的支援事業における福祉相談職等の支援相談が始まり、

相談会に会員を派遣しています。職域を問わず、相談支援職同士が気軽に相談でき、悩みを共有できる場は大切ですので、ぜひ興味のある方はご参加ください。また、令和6年2月1日、「更生保護」をテーマに社会福祉セミナーを開催しています。司法分野との連携特別委員から更生保護支援についての講話をいただいたほか、NPO法人サポートセンターたつかーむ 相談室フロイデ 齊藤 智章氏より、更生保護支援の実践報告を頂きました。更生保護の必要性については、地区支部内ではまだまだ周知が必要な状況です。今後も研修等を通し、理解を深めていけたらと考えております。

【十勝地区支部】

十勝地区支部では、12月2日に道東社会福祉士のつどいを開催しました。テーマは「ヤングケアラーの理解を深める研修会」でしたが、有意義な内容でありました。1月25日は、「障害者虐待の対応と権利擁護」をテーマに権利擁護セミナーを実施しました。隔月開催のソーシャルワークカフェにも多くのメンバーが参加されております。1月は「相談支援事業所を知ろう」というテーマでしたが、非常に好評！交流を深めることもできました。引き続き支部の皆で団結し、今年度の活動を進めていきたいと思っております。

【オホーツク地区支部】

オホーツク地区支部では、12月22日に、講師に手稲区社会福祉協議会島崎氏をお招きし、オンラインにて「高齢者虐待対応ソーシャルワーク研修」を開催しました。令和6年2月17日には、ぱあとなあ登録者向け研修会と合同で、講師に北海道総合福祉研究センターの五十嵐理事長をお招きし「傾聴」をテーマとした会員学習会をオンラインにて開催しています。

【釧根地区支部】

釧根地区支部では、十勝支部、オホーツク支部と協力し社会福祉士国家試験激励会実施しています。今年度は、令和6年2月4日(日)の8時30分に試験会場である「湿原の風アリーナ」に集合し、受験生を応援しました。また、2月10日には道東ソーシャルワーク研究会を釧路市内で実施しています。

当地区支部では支部活動の充実と並行して新規入会を増やしていくための方法を模索中です。

最後に、1月1日の能登半島地震に関して、地区支部研修でお招きした講師の方からの支援依頼があり、地区支部として支援物資を配送しています。

【Break time ～三択クイズ～】

Q. 認知症月間は何月でしょうか？

- ①3月 ②11月 ③9月

正解者の中から抽選で3名様に、3千円相当の景品をプレゼントします。
回答及び当選者は次号に掲載します。

【応募方法】

応募フォームまたはメール・FAX・郵送でご応募ください。

応募フォームはこちら⇒<https://forms.gle/NGocwNNAyR8ydQLC8>



<メール・FAX・郵送の場合>

件名を「懸賞について」とし、①氏名 ②会員番号 ③答え ④本誌の感想などを記載
しご応募ください。

応募締切：2024年3月20日(水) ※消印有効

応募先：北海道社会福祉士会事務局（表紙に記載）

【前号の答え】 ②倫理綱領

※倫理綱領は専門職倫理を倫理基準として明文化したものです。また、ソーシャルワーク
専門職のグローバル定義を拠り所として社会福祉士がとるべき姿勢や行動を示したもの
が、倫理綱領だといえます。

【前号の当選者】

柴田美紀子さん（道央支部）、貞森 俊宏さん（道北支部）、
後藤 律子さん（日胆支部）



以上の3名でした。おめでとうございます！

【数字でみる北海道社会福祉士会（基礎研修Ⅲ修了者編）】



現在の研修体制に移行した基礎研修Ⅲ修了者数
（※2014年～2023年3月末日までの総数）

251名

基礎研修は、生涯研修制度の基礎課程に位置付けられており、2012年度から新カリキュラムがスタートしました。基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで構成され、社会資源の開発やスーパービジョン、人材育成に関する内容など、幅広く学ぶことができます。成年後見人材育成研修の受講を検討されている方は、基礎研修Ⅲの受講を修了することが必要です。

2024年度の基礎研修に関する情報は、今後北海道社会福祉士会ホームページ等でご案内しますので、各自ご確認の上お申し込みください。

（基礎研修の概要については、「社会福祉士生涯研修手帳」<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/documents/kensyu2023.pdf> をご覧ください。）